

令和8年(2026)年度

札幌市立柏丘中学校

P T A 総 会



令和8年4月16日(木)

時間 15:00~

場所 4階 多目的室

◆ 会場では冊子版を配布いたします

令和8年度 P T A総会次第

- 1 開会の言葉
- 2 会長挨拶
- 3 学校長挨拶
- 4 新任教師の紹介
- 5 議長選出
- 6 議事
 - ① 令和7年度P T A事業報告
 - ② 令和7年度P T A会計決算報告
 - ア P T A一般会計
 - イ P T A特別会計
 - ウ P T A教育活動助成費
 - ③ 令和7年度監査報告
 - ④ 令和8年度P T A運営方針案
 - ⑤ 令和8年度会計予算案
 - ア P T A一般会計
 - イ P T A特別会計
 - ウ P T A教育活動助成費
 - ⑥ 令和8年度役員選出について
 - ⑦ P T A共済制度について
 - ⑧ その他
- 7 議長退任
- 8 新旧役員挨拶
- 9 連絡・その他
- 10 閉会の言葉

令和7年度PTA事業報告

1. 役員会





役員会	5/2(金)・7/10(木)・10/16(木) 12/10(水)・3/5(木)
事務局便り発行	5/7(水)・10/17(金)・3/6(金)
友愛セール(バザー)	9/26(金)
広報紙発行	12/15(月)
標準服リサイクル販売会	2/12(木)
卒業記念品贈呈	3/13(金)

2. 白石区PTA連合会

総会&懇親交流会	5/15(木)
委員全体会	5/27(火)
代表者会議	7/3(木)・12/11(木)
Kitaraで光ろう! Part26	9/27(土)
第72回日本PTA北海道ブロック研究大会稚内大会	10/4(土)・5(日)
札幌市PTA協議会研修セミナー	11/9(日)
交通安全/健全育成標語コンクール表彰式	11/22(土)
新たなる出発のつどい(新年交歓会)	1/27(火)

3. おやじの会

校内蛍光灯清掃	6/16(日)
友愛セール(野菜販売)	9/26(金)
バレー部交流会	12/14(日)
合格祈願雪像造り	2/8(日)・3/1(日)

決 裁			
学校(園)長	副校長・敬頭・事務長	関係職員	担当者
			

令和 7年度 学校徴収金決算書

札幌市立柏丘中学校

会計区分 PTA会費

1. 収入の部

項目	予算	決算	増減	摘要
前年度繰越金	1,478,035	1,478,035	0	
PTA会費				
PTA会費	1,223,040	1,092,917	△130,123	
教育活動助成費				
PTA教育活動助成費	1,088,000	1,001,356	△86,644	
PTA共済掛金				
PTA共済掛金	319,520	309,980	△9,540	
PTA共済掛金(1世帯)	95,200	85,400	△9,800	
特別会計(旧)				
特別会計	0	0	0	
一般会計				
運営費	0	0	0	
活動費	0	0	0	
分担予備費	0	0	0	
合計	4,203,795	3,967,688	△236,107	

2. 支出の部

項目	予算	決算	増減	摘要
PTA会費				
PTA会費	0	442,800	△442,800	
教育活動助成費				
PTA教育活動助成費	0	410,331	△410,331	
PTA共済掛金				
PTA共済掛金	0	404,100	△404,100	
PTA共済掛金(1世帯)	0	0	0	
特別会計(旧)				
特別会計	0	0	0	
一般会計				
運営費	0	173,443	△173,443	
活動費	0	680,325	△680,325	
分担予備費	0	3,200	△3,200	
合計	0	2,114,199	△2,114,199	

収入 3,967,688 円
 支出 2,114,199 円
 差引残高 1,853,489 円

【※該当□にレ点】

- 残高を還付する(1人につき) (円)
 保護者の了解を得、残高を次年度に繰越す。
 その他 ()

令和7年度PTA特別会計収入の部

項目	予算	収入	増減	備考
繰越金	155,667	155,667	0	
事業収入	55,000	191,751	△136,751	制服リサイクル等
周年協賛金	100,000	100,000	0	
雑収入	0	261	△261	利子
合計	310,667	447,679	137,012	

令和7年度PTA特別会計支出の部

項目	決算	残高	備考
教育活動助成費	0	447,679	今年度拠出なし
環境整備費	0	447,679	今年度拠出なし
周年協賛金積み立て	0	447,679	周年行事積立
予備費	52,000	395,679	入学式・卒業式花代
合計	52,000	395,679	8年度予算へ繰越

周年協賛費積み立て（平成4年度より）

項目	決算	備考
周年行事積立	100,000	残 522,002（令和8.3.5）

1 基本方針

PTA会則 第2条に定められている会の目的を活動の基本理念として、教師・保護者相互の意識の向上と連帯を深め、新たな時代に即したPTA活動の創造とその推進に努める。

2 活動の重点

会員は、以下の活動を通じて基本方針の実現に向けて努力するものであり、特にPTA活動の活性化に重点を置くものとする。

- 1 学校行事に積極的に参加する活動の推進
- 2 「柏丘中学校憲章」を支える活動
- 3 子どもに声をかけ、子どもとの会話を深める活動
- 4 集会、広報、研修を通じての意識の高揚
- 5 会員自らが積極的に参画する会活動（ボランティア活動への参加）
- 6 「おやじの会」との連携の強化
- 7 地域関係団体との連携
- 8 白石区P連との連携

3 活動計画

学級代表及び白石区P連委員の活動は、基本方針・活動の重点にそった活動計画のもとに、具体的な実践を通して、学校教育との連携を深めると共に地域と学校を結ぶ活動を推進する。

[学級代表]

- ・ 友愛セール
- ・ ベルマーク活動
- ・ 標準服リサイクル販売
- ・ その他

[白石区P連委員]

- ・ 白石区P連（キタラ・研修・広報・健全育成）各委員会への参加

※以下の活動に関しましては昨年度に引き続き役員会にて行う予定です。

- ・ 標準服リサイクル販売運営
- ・ 広報紙の編集／発行
- ・ ベルマーク活動運営
- ・ 友愛セール運営
- ・ 白石神社祭巡視

- ・ 春季グラウンド雪割実施(今年度新たな企画です)

P T A 会 則

第 1 章 名 称

第 1 条 この会は札幌市立柏丘中学校 保護者と先生の会（P T A）といい、事務局を同校内におく。

第 2 章 目 的

第 2 条 この会は保護者と教師が相互に理解協力して、家庭と社会における生徒の健全な育成と福祉の増進を期することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 3 条 この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員の教養をたかめ、相互の理解と親和をはかること。
2. 生徒の福利厚生、保健体育に関すること。
3. 生徒の教育を中心とする研修懇談と活動に関すること。
4. 学校における教育環境の美化整備に関すること。
5. 目的達成のための必要な広報活動に関すること。
6. 生徒と会員の表彰、慶弔に関すること。
7. その他必要と認められる事項。

第 4 章 会 員

第 4 条 この会の会員は次の通りとする。

1. 本校に在籍する生徒の保護者、又はこれに代わる人（以下保護者と称す）。
2. 本校に勤務する教師。
3. この会の会員は札幌市 P T A 連絡協議会及び日本 P T A 全国協議会の会員となる。

第 5 章 経 理

第 5 条 この会の会計は次の通りとする。

1. 一般会計 会費、市の補助金及びその他の収入による。
2. 特別会計 事業収入、雑収入等による。

第 6 条 会費、助成会費の額は総会で決定する。

第 7 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まって 3 月 3 1 日に終わる。

第 6 章 役 員

第 8 条 この会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名（保護者）
2. 副会長 若干名（保護者 2 名以上 教師 1 名）
3. 会計 2 名（保護者 1 名 教師 1 名）
4. 事務局長 1 名（教師）
5. 事務局次長 若干名（保護者 1 名以上）
6. 監事 2 名（保護者）

第 9 条 役員は総会で選出し、任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。その任期中において欠員を生じたときは、役員会において補欠選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第 10 条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のとき、これにかわる。
3. 会計はこの会の会計を司る。
4. 事務局長は会計と共に会計を司り、会の運営の原案の作成と会の庶務的事務を処理する。事務局には局員を若干名置くことができる。
5. 事務局次長は事務局長を補佐し、会の諸会議の書記を行うとともに会の庶務及び会務全般の遂行に助力する。

第 11 条 会長が必要によっては、総会の議を経て顧問をおくことができる。学校長はこの会の顧問となり、すべての会に出席し助言することができる。

第 7 章 機 関

- 第 1 2 条 総会は定期総会と臨時総会とにわけ、全会員の参集を求める。
《定期総会》毎年 4 月に会長はこれを招集し、次の事項を審議し決定する。
1. 事業及び決算報告。 2. 事業計画及び予算。
3. 会則の改廃。 4. 役員を選出。
5. その他必要と認めた事項。
《臨時総会》会長が必要と認めたとき、又は会員の 10 分の 1 以上の要求があったときは、会長は臨時総会を開かなければならない。
- 第 1 3 条 役員会は全役員で構成し、次期総会までの中間決議機関として、次の事業を審議する。
1. 補正更正予算の審議。 2. 補欠役員を選出。
3. 細則の制定改廃。 4. 特別事業の審議。
5. その他総会での委任された事項の処理。
- 第 1 4 条 本会には学級代表をおく。
学級代表及び担当教師は、諸事項の審議と処理にあたり審議事項運営の企画立案事項を処理する。
- 第 1 5 条 本会のすべての会議の議決は出席者の過半数で決め（第 18 条を除く）、可否同数のときは、議長が決するものとする。

第 8 章 代 表 の 選 出

- 第 1 6 条 学級代表の選出は次のようにする。
各学級の会員は学級毎に各 1～2 名学級代表を選出する。区 P 連委員は、全会員から各委員を選出する。

第 9 章 細 則

- 第 1 7 条 本会の運営に関し、必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、総会の議を経て制定し、又は改廃することができる。

第 1 0 章 改 正

- 第 1 8 条 本会則の改正は役員会が発議し、総会の承認を経なければならない。
この承認は出席会員の 3 分の 2 以上の賛成が必要である。

第 1 1 章 付 則

- 第 1 9 条 この会則は

昭和 37 年 1 月 1 日より実施	昭和 50 年 3 月 18 日	改正	平成 4 年 4 月 25 日	改正
昭和 39 年 4 月 1 日 改正	昭和 54 年 4 月 21 日	改正	平成 14 年 3 月 7 日	改正
昭和 41 年 4 月 1 日 改正	昭和 58 年 4 月 20 日	改正	平成 19 年 4 月 19 日	改正
昭和 43 年 4 月 1 日 改正	昭和 59 年 4 月 20 日	改正	平成 29 年 4 月 12 日	改正
昭和 46 年 4 月 1 日 改正	昭和 61 年 4 月 19 日	改正	令和 4 年 4 月 15 日	改正
昭和 49 年 4 月 1 日 改正	昭和 63 年 4 月 23 日	改正	令和 7 年 4 月 15 日	改正

役員選考委員会細則

- 第1条 この会の役員及び顧問を選考するため、会則第17条によりこの細則を定める。
- 第2条 役員の選出にあたっては、役員選考委員会（以下、選考委員会という）を組織し、全会員の中より役員を選考し、本人の同意を得たうえで総会に報告し、承認を受けなければならない。
- 第3条 前条の業務を達成するために、次の委員により選考委員会を構成する。
- | | | | |
|----------------|-----|---|-----|
| 1. 学級代表より | 若干名 | 計 | 若干名 |
| 2. 教師より副会長（教頭） | 1名 | 計 | 1名 |
| 3. 事務局長 | 1名 | 計 | 1名 |
- 第4条 選考委員会は委員の互選により、正副委員長（正1名、副2名）を選出する。
- 第5条 委員長は委員会を代表し、委員会を統括する。
副委員長は委員長を補佐するとともに委員長事故あるときは、これを代行する。
- 第6条 委員は総会の承認があるまで、選考内容・候補者等を外部にもらしてはならない。
- 第7条 委員会は12月に結成し、3月末までに選考を終了し、本人の同意を得て4月の定例総会に報告し、役員の就任と同時に解散する。
- 第8条 この細則は
- | | | |
|---------------|-----------|----|
| 昭和49年4月1日より実施 | 平成4年6月13日 | 改正 |
| 昭和59年4月19日 | 平成8年4月19日 | 改正 |
| 平成元年1月28日 | 令和4年4月15日 | 改正 |
| | 令和7年4月15日 | 改正 |

慶弔細則

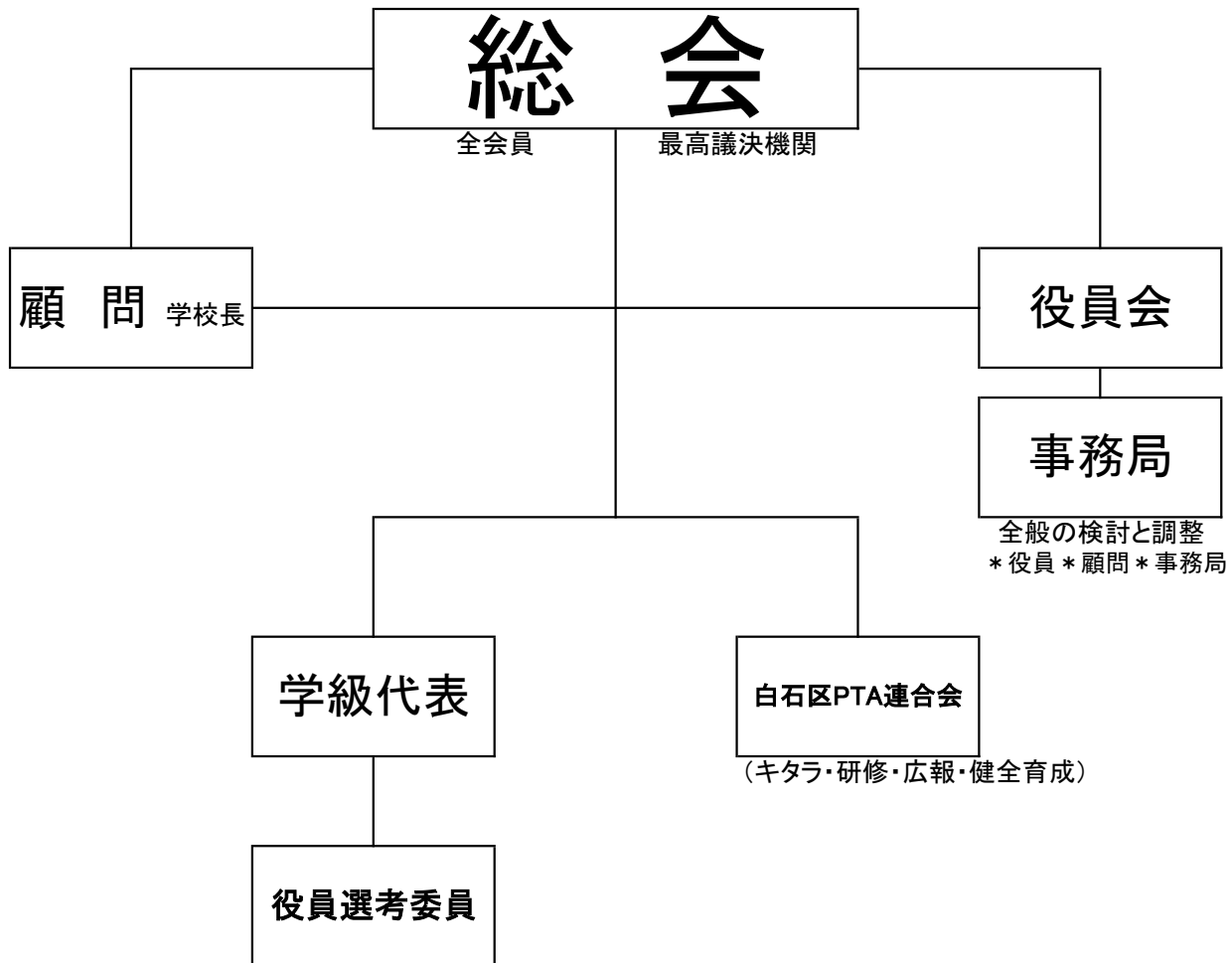
- 第1条 本会員の慶弔については次に定める基準により行うものとする。
- 表彰状、感謝状の贈呈。
会長は必要に応じて役員会の議を経て、表彰状又は感謝状を贈ることができる。
 - 弔慰金
イ 本校生徒及び父母又はこれに代わる者が死亡したとき。．．．．．¥10,000
ロ 本校に勤務する教職員が死亡したとき。．．．．．¥10,000
ハ その他必要と認められたときは、役員会の議を経て弔慰することができる。
 - 弔慰・見舞金
会長が必要あるときは役員会の議を経て、弔慰見舞金等を贈ることができる。
- 第2条 前条の2項並びに3項の実施については、役員会において決定する。
- 第3条 この細則は平成25年4月18日より実施 令和7年4月15日 改正

会計細則

- 第1条 この会の教育活動助成金会計については、次に定める基準により執行するものとする。
- 選手派遣助成金は、中体連全道・全国大会選手派遣の助成にあてる。
 - 請求費用の6割はこの助成金から、4割は振興会の支出を基本とする。
 - その年度の積立残金や支出額により、①の割合は振興会与協議し決定する。
 - 選手派遣助成金の残金は繰り越さず、別枠の選手派遣助成備蓄金に繰り入れる。
 - 校外活動助成費は部活動振興会及び、おやじの会等への助成金とする。
 - この助成金は選手派遣助成金とは別途、部活動振興会へ校外活動助成金として振り分ける。
(上記1.①の6割には含まれない)
 - 選手派遣助成備蓄金については、中体連全道・全国大会の他、役員会の承認を得て、これに相当する全道・全国大会選手派遣の助成にあてる。助成の割合は、中体連に準じる。
- 第2条 この細則は平成26年4月17日より実施 令和7年4月15日 改正

組織と分掌

柏丘中学校PTA



2026年度

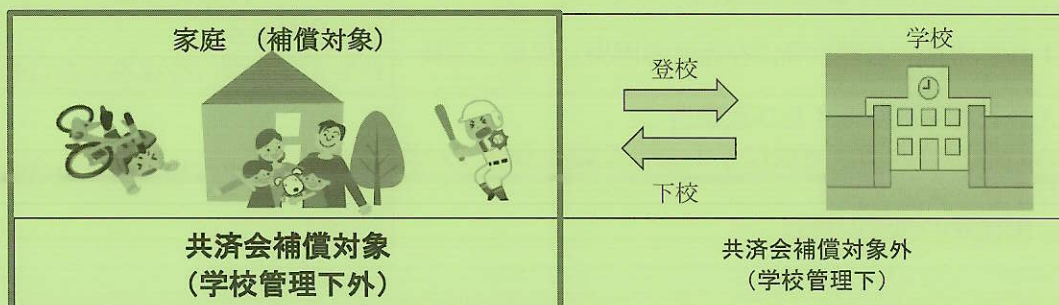
(2026年6月1日～2027年3月31日)

札幌市PTA共済会のご案内

一般社団法人札幌市PTA共済会は、「一人はみんなのために みんなは一人のために」という相互扶助の精神のもとに設立され、「共済事業」と「安全普及啓発事業等」の二つの事業を行っている団体です。

共済事業では、共済会にご加入いただいた単位PTAを組織する、札幌市立幼稚園・小学校・中学校に在籍する園児・児童・生徒の学校管理下外（PTA活動中含む）及びPTA会員等（保護者・教職員・その他の会員）のPTA活動中における傷害事故によるけがに対して、共済金のお支払いをいたします。

●学校管理下外とは



※上図太字の時間帯や、長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合。

※放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団等での活動中は学校管理下外。

学校管理下外での事故事例（事故報告書には、けがをした状況を記入してください）

家庭生活でのけが



- ・階段から転落して手首を打撲した
- ・家具にぶつかって足小指を骨折した
- ・風呂場で転倒して膝を挫傷した
- ・お手伝い中に手を切った

地域生活でのけが

- ・自転車で転倒して膝をぶつけた
- ・遊具から落ちて足首を捻挫した
- ・犬にかまれた
- ・交通事故で…

スポーツでのけが

- ・相手とぶつかって足を骨折した
- ・スキーで転倒し肩を打撲した
- ・プールで滑って手をひねった



外出先でのけが

- ・海に行つて岩場で転んで足を切った
- ・キャンプ中にやけどをした
- ・遊園地の遊具にぶつかって肩を脱臼した

●PTA活動中とは

単位PTA・各区PTA連合会・札幌市PTA協議会が企画・立案し主催又は共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称の如何を問いません）に基づく手続きを経て決定された行事に参加中。

PTA行事での事故事例

行事参加中のけが

- ・スキーボランティアで転倒して靭帯を損傷した
- ・野球大会（おやじの会等）でスライディングしてアキレス腱を切った
- ・資源回収中に交通事故で…
- ・児童、生徒等の同居の親族（未就学児等）がPTA行事参加中に転んで骨折をした



※PTA行事参加への往復途上も対象となります。

●概要

共済期間

2026年6月1日～2027年3月31日
※2027年度より4月1日からの共済期間となるための移行期間となります

共済掛金

500円 (10ヶ月分)
※園児・児童・生徒：1名380円、PTA会員：1世帯120円
※教職員・支援者等は1名につき120円
※幼稚園・小学校・中学校PTA毎の徴収になります。

例 1世帯、児童1名の場合 120円+380円=500円
1世帯、児童2名の場合 120円+380円+380円=880円

補償対象者と補償の範囲

補償の対象者	補償の範囲
単位PTAを組織する学校等に在籍する園児、児童、生徒	学校管理下外 PTA活動中 (往復途上を含む)
・PTA会員である保護者及び教職員 ・PTA行事への参加が事前にPTAより認められている活動の指導者及び支援者 ・児童、生徒等の同居の親族	PTA活動中 (往復途上を含む)

共済掛金納入

単位PTA毎に、指定する金融機関にまとめて振り込むものとします。
各ご家庭では、指定日までに各学校のPTA事務局へ納入してください。

事故報告 -原則としてけがの発生日から30日以内-

けがをして医療機関を受診された場合、学校へ事故の報告をお願いします。学校から事故報告書用紙を受け取り、必要事項を漏れなく記入し、学校に提出してください。

※医療機関から領収書又は診療明細書を受け取ってください。(医療費助成制度を利用した場合も同様)

共済金の請求

-治癒した時又はけがの発生日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時-
学校から共済金請求書兼治療申告書用紙を受け取り、必要事項を記入の上、領収書コピーまたは診療明細書コピーを添えて、学校へ提出してください。手術給付金の請求には診療明細書コピーが必要です。(2025年5月31日までに発生したけがに関しては診断書が必要)

時効

共済金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。詳細は学校にある共済約款をご覧ください。また、共済会ホームページに掲載しています。

●日数条件

学校管理下外の補償

けがの発生日から起算して**3日目以降**においても、共済金の支払いを受けるべき状態にある場合。

例) 9/1にけがをした場合 ○=入・通院日

	9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	
例1	○					対象外
例2	○	○				対象外
例3	○	○	○			対象
例4	○		○			対象
例5			○			対象
例6					○	対象

※PTA活動中の補償については、日数条件はありません。

●よくある質問

Q: 交通事故で通院しました。治療費は相手側が払いましたが共済金の請求はできますか？

A: 日数条件を満たせば請求できます。相手側の保険会社から治療の状況がわかる証明書のコピーをもらい提出してください。

Q: 札幌市の子ども医療費助成制度を利用したため、支払いがなく領収書がもらえません。

A: 「診療明細書」を通院した医療機関から発行してもらってください。

●給付金額

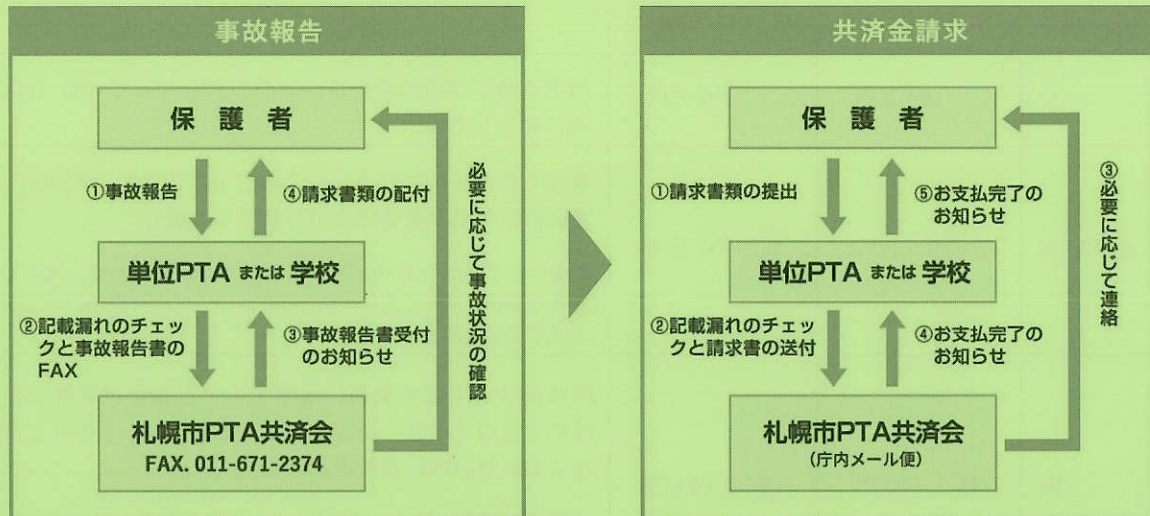
共済金の種類	学校管理下外	P T A活動中	日数および要件
死 亡	100 万円	500 万円	被共済者が事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合
後 遺 障 害	5 ～100 万円	25～500 万円	事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に被共済者に約款所定の後遺障害(1)が発生した場合 (1)身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損をいいます(医学的他覚所見のあるもの)
入 院	日額 1,000 円	日額 4,000 円	被共済者が平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合 【限度日数】 事故の発生日からその日を含めて 180 日までの入院、通院合わせて 180 日が限度
通 院	日額 500 円	日額 2,500 円	学校管理下外の補償については、事故の発生日から起算して 3 日目以降も通院共済金を受けるべき状態にある場合に限る ※ P T A活動中の補償については日数条件はなし 【限度日数】 事故の発生日からその日を含めて 180 日以内の通院(往診を含む)を対象とし、通算して 90 日が限度。整骨院への実通院日数は 30 日が限度
手術給付金	2 万円	5 万円	入院共済金をお支払いする場合において、被共済者がそのけがの治療のために、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内に手術を受けられた場合 (1 事故につき 1 回の手術に限る)
固 定 具	固定具装着期間は実通院扱いで算定(装具類は対象外)。 【種類による限度期間】 ・ギプス・ギプス包帯等患者側による取り外しが不可能なものは全期間。 ・シーネ等患者側による取り外しが可能なものは 30 日間(ただし、手指・足指の場合は 14 日間)。		

※共済金の支払い限度額：1 事故に対する共済給付金総額の上限を 3,000 万円とする。

学校管理下外(対象) … 登校前・下校後・長期休業・土曜・日曜・祝日等、学校に監督責任がない場合や、放課後の学校内にあるミニ児童会館、スポーツ少年団での活動は「学校の管理下外」

学校管理下(対象外) … 登・下校を含め、一般的に監督責任が学校にある場合は「学校の管理下」

●事故発生から共済金が支払われるまで



●共済金をお支払できない場合（主なもの）

次のいずれかによるけがについては、共済金をお支払できません。

- ・学校の管理下
- ・傷害のうち、偶然性・急激性・外来性の三原則に適合しないもの(※1)
 - (※1)事故の発生が本人の予知できない突発的なものであり、身体外部からの作用によって発生するもの
- ・ご契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失
- ・被共済者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為
- ・被共済者が自動車、原動機付き自転車を無資格運転中、あるいは酒に酔った状態または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転中の事故
- ・被共済者の妊娠、出産、早産または流産
- ・戦争、外国の武力行為、革命、内乱等の事変、暴動
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故または放射能汚染
- ・むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの(※2)
 - (※2)被共済者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

「傷病名」は、一例ですが、「偶然性、急激性、外来性」の事故によるものではない同じ動作の繰り返して起こる野球肘(肩)・リトルリーグ肩(肘)・テニス肩(肘)・ジャンパー膝(膝蓋腱炎(膝蓋靭帯炎)／大腿四頭筋腱付着部炎)・分裂膝蓋骨(炎)・ランナー膝・疲労骨折・たな傷(滑膜ヒダ傷)・シンスプリント等や、オスグッド・シュラッター病、踵骨骨端症(シーバー病・セーバー病)、すべり症、腰椎分離症、筋肉痛、日焼け、熱中症、低温やけど、くつずれ、筋炎、アキレス腱炎、腱鞘炎、関節炎、股関節炎、成長痛等が**支払対象外**となります。

(注意) P T A行事参加中以外の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は、補償の対象になりません。

※個人情報の取り扱いについては、当法人の「個人情報保護規程」に従うものとします。
 ※本共済契約に関する個人情報は、共済契約の管理及び審査、共済金の支払及び当法人の事業のため使用され、それ以外に使用いたしません。

一般社団法人 札幌市 P T A 共済会

〒063-0051 札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10

札幌市生涯学習総合センター 3F

TEL 011-671-2372 FAX 011-671-2374

札幌市 P T A 共済会ホームページ
<https://sapporo-pta.gr.jp/kyosai/>

